

匝瑳市個人情報保護審査会

目 次

ページ

匠瑳市個人情報保護制度の概要等について

I	個人情報の保護に関する法律の改正（令和5年4月1日施行）	2
1	個人情報保護制度の見直し（一元化）	2
2	匠瑳市個人情報保護条例の廃止及び匠瑳市個人情報保護法条例等の制定	3
3	改正による主な制度変更について	3
	（1）個人情報ファイル簿の作成・公表の義務化	
	（2）開示決定期限の延長	
	（3）審査会の所掌事項等の変更	
II	匠瑳市個人情報保護制度	4
1	個人が市の保有する個人情報の開示等を求める権利等に関する制度	4
2	実施機関の個人情報の取扱いに関する制度	5
	（1）個人情報の保有の制限（個人情報保護法第61条）	
	（2）利用目的の明示（個人情報保護法第62条）	
	（3）不適正な利用の禁止（個人情報保護法第63条）	
	（4）利用及び提供の制限（個人情報保護法第69条）	
III	審査会の所掌事項等	6
	（1）開示請求等に対する審査請求に係る調査審議	6
	（2）個人情報の適正な取扱いに関する諮問に係る調査審議	6
	個人情報保護制度の概要図	7
	参考 匠瑳市個人情報保護制度等の沿革	8

I 個人情報の保護に関する法律の改正（令和5年4月1日施行）

1 個人情報保護制度の見直し（一元化）

これまでの国の個人情報保護制度は、主に民間事業者を対象とした「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）、行政機関を対象とした「行政機関個人情報保護法」、独立行政法人等を対象とした「独立行政法人等個人情報保護法」のほか、地方公共団体の個人情報保護制度については各団体が定める「個人情報保護条例」によりルールが規定されていました。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護制度とデータ流通の両立が要請される中、それぞれの主体ごとに適用される法令等が異なることに起因する規制の不均衡や不整合によって、官民の枠を超えたデータ利活用の支障が生じる事例が各所で顕在化しつつありました。

このような不均衡や不整合を可能な限り是正するため、上記3本の法律が「個人情報保護法」に統合され、令和5年4月1日に施行されました。

また、地方公共団体についても、統合後の「個人情報保護法」が直接適用されることとなった結果、各団体の定める「個人情報保護条例」も原則廃止となり、法から委任を受けた事項及び条例による規定が許容された事項を定める「個人情報保護法施行条例」が制定されることになりました。

結果として、個人情報保護制度に係る全国共通ルールが整備されるとともに、法全体の所管が、個人情報保護委員会に一元化されることになりました。

■法改正前（令和5年3月31日以前）

所管	法令	対象
個人情報保護委員会	個人情報保護法	民間事業者
総務省	行政機関個人情報保護法	国の行政機関
	独立行政法人個人情報保護法	独立行政法人
地方公共団体	個人情報保護条例	地方公共団体



■法改正後（令和5年4月1日以降）

所管	法令	対象
個人情報保護委員会	個人情報保護法	民間事業者
		国の行政機関
		独立行政法人
		地方公共団体

2 匠瑳市個人情報保護条例の廃止及び匠瑳市個人情報保護法施行条例等の制定

市では、個人情報保護制度の一元化に伴い、令和5年4月1日に「匠瑳市個人情報保護条例（以下「旧条例」といいます。）」を廃止し、「匠瑳市個人情報保護法施行条例」及び「匠瑳市個人情報保護法等施行規則」を制定しました。

新しい制度においても、これまでの制度と同様に、個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利並びに審査請求をする権利を保障しています。

なお、個人情報保護法が適用されない市議会については、新たに制定した「匠瑳市議会個人情報保護条例」により、法と同程度の個人情報保護制度を整備しています。

また、旧条例に設置の根拠を置いていた匠瑳市個人情報保護審査会についても、これまでの個人情報保護制度の適正な運用の確保に関し、極めて重要な諮問機能を果たしてきたことを踏まえ、引き続き審査会を存続するため「匠瑳市個人情報保護審査会条例」を制定しました。

3 改正による主な制度変更について

（1） 個人情報ファイル簿の作成・公表の義務化

個人情報事務の透明性及び適正管理を図るため、1,000人を超える保有個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられました。

また、旧条例において作成していた個人情報事務取扱届出書についても、個人情報の保護のレベルを維持するため、引き続き作成することとしました。

（2） 開示決定期限を変更

開示決定期限を、国の定める標準処理期限に変更しました。

開示請求及び審査請求の増加、また、個人情報を含む文書開示判断の困難や、判断に時間を要すること等の事情を踏まえ、今回の法改正で、国が標準の日数を明記したことを契機に、従来の期限を変更することとしました。

	法改正前（旧条例）	法改正後
開示決定期限	15日	30日
延長後期限	45日	60日

(3) 審査会の所掌事項等の変更

審査会については、旧条例と同様、開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関となります。しかし、法の規律と解釈の一元化という法改正の趣旨から、旧条例において行ってきた個別事案に係る個人情報の例外的な取扱い（目的外利用、外部提供等）について、審査会への諮問を要する旨を条例で規定することは禁止されました。

II 匝瑳市個人情報保護制度

匝瑳市の個人情報保護制度は、**個人情報保護法及び匝瑳市個人情報保護法施行条例**に基づく次の2つの制度から成り立っています。

- 1 個人が市の保有する個人情報の開示等を求める権利等に関する制度
- 2 実施機関の個人情報の取扱いに関する制度

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）または個人識別符号が含まれるものをいいます。（個人情報保護法第2条）

1 個人が市の保有する個人情報の開示等を求める権利等に関する制度

ア 個人の請求権

何人も、実施機関に対し、自己の個人情報について、①開示、②訂正、③利用停止等請求をすることができます。

- ① 開示請求 実施機関が保有する自己の個人情報の開示を請求すること（個人情報保護法第76条第1項）。

- ② 訂正請求 実施機関が保有する自己の個人情報に事実の誤りがある場合に、その訂正（追加または削除を含む）を請求すること（個人情報保護法第90第1項・第2項）。

- ③ 利用停止等請求 実施機関が保有する自分の個人情報に目的外の目的のため利用・提供等されている場合に、その利用の停止、消去又は提供の停止を請求すること（個人情報保護法第98条）

イ 実施機関の対応

実施機関は、各種請求のあった場合は、請求の区分に応じ、次のような対応を行います。

(ア) 開示請求があった場合

請求に応じる決定をした場合は、不開示情報以外の個人情報の開示を実施します。

(イ) 訂正、利用停止等の請求があった場合

調査を実施し、各種請求に応じる決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の消去その他適切な処置を実施します。

2 実施機関の個人情報の取扱いに関する制度

個人情報保護法は、市が個人情報を取り扱うことに関し、次の基本ルールを定めています。

(1) 個人情報の保有の制限（個人情報保護法61条）

- ① 実施機関は、法令（条例含む）の定める所掌事務または業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができます。

また、保有に当たっては、その利用目的をできる限り特定する必要があります。

- ② 実施機関は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有することができません。

(2) 利用目的の明示（個人情報保護法62条）

実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき（同条第1号）。

- ・ 利用目的を本人に明示することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがあるとき(同条第2号)。
- ・ 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人など、地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき(同条第3号)。
- ・ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき(同条第4号)。

(3) 不適正な利用の禁止(個人情報保護法63条)

実施機関は、違法または不当な行為を助長し、または誘発する恐れがある方法により個人情報を利用してはなりません。

(4) 利用及び提供の制限(個人情報保護法69条)

実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはなりません(同条第1項)。

III 審査会の所掌事項等

審査会の主な所掌事項は、次のとおりです(匝瑳市個人情報保護審査会条例第3条)。

(1) 開示決定等に対する審査請求に係る調査審議

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、調査審議を行うこととされています。

(2) 個人情報の適正な取扱いに関する諮問に係る調査審議

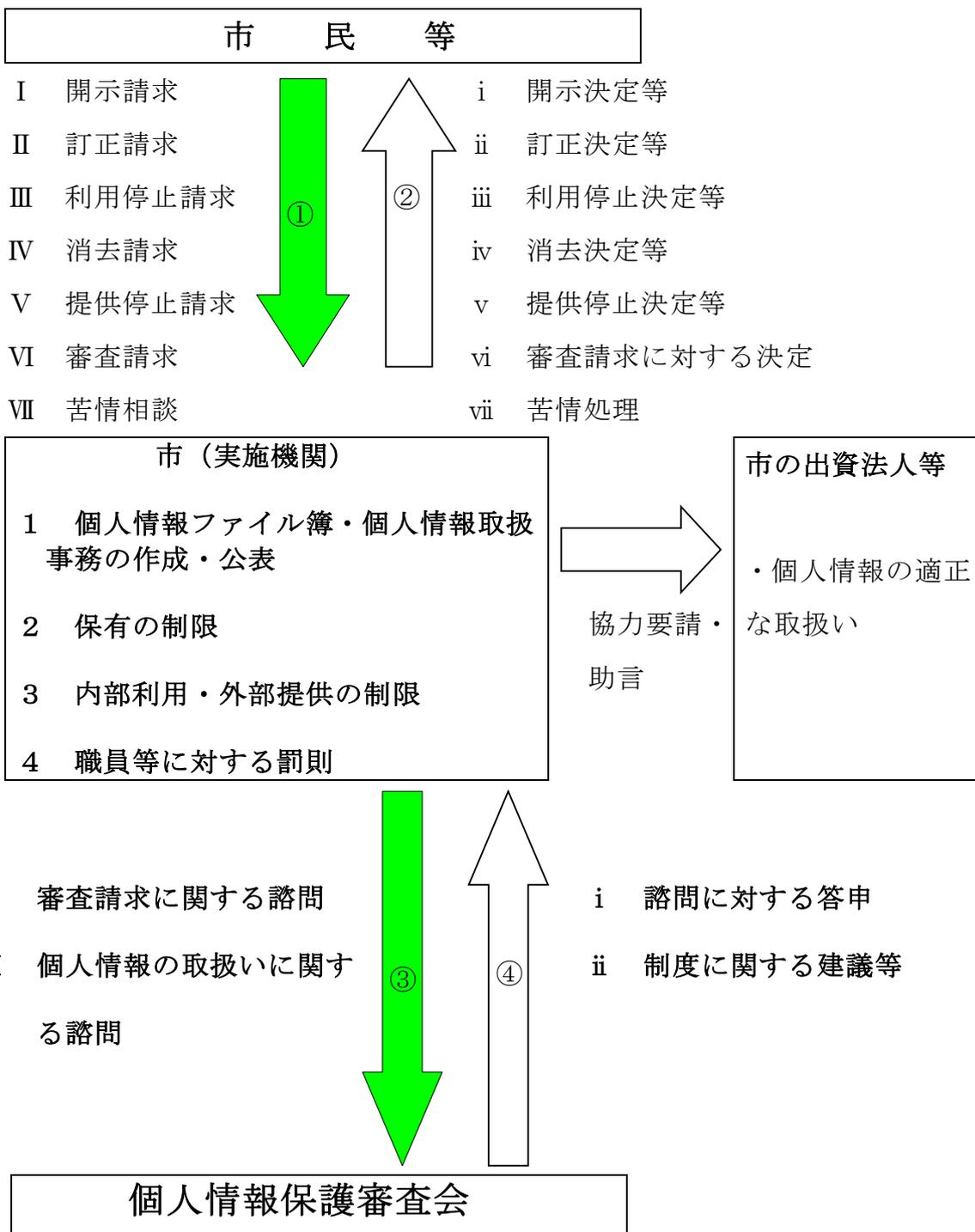
次のいずれかに該当する場合において、実施機関が専門的な知見に基づく意見を聴くための諮問を求めたときは、調査審議を行うこととされています。

ア 匝瑳市個人情報保護法施行条例の規定を改廃しようとする場合

イ 個人情報の安全管理措置の基準を定めようとする場合

ウ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

個人情報保護制度の概要図



参考 匝瑳市個人情報保護制度等の沿革

年月	匝瑳市等	備考
3.12	「野栄町OA機器に記録する個人情報の保護に関する条例」の施行	
5.10		「千葉県個人情報保護条例」の施行
11.7	「八日市場市個人情報保護条例」の施行	
17.4		「個人情報保護法」等の関連5法の施行 「保護条例」の一部改正（保護法等の施行に向けた改正）
	<p>合併協議</p> <p>合併時は、「市長」が不在であるため、合併前の両市町の条例の大幅な見直しをせず、原則として「八日市場市」の条例の内容を匝瑳市にスライドさせ、匝瑳市の保護条例を制定した。</p> <p>→「保護法」等の施行に伴う不開示情報の整理等は、匝瑳市で検討することとなった。</p>	
18.1	<p>合併</p> <p>「匝瑳市個人情報保護条例」の施行</p>	
18.3	<p>「匝瑳市個人情報保護条例」の一部改正</p> <p>→ 「指定管理者」の導入に伴う、指定管理者の安全措置の追加</p>	
27.10	<p>「匝瑳市個人情報保護条例」の一部改正</p> <p>→特定個人情報及び情報提供等の記録の保護に関する改正</p>	
28.4	<p>「匝瑳市個人情報保護条例」の一部改正</p> <p>→行政不服審査法の全部改正に伴う、不服申立に関する事項の改正</p>	改正行政不服審査法施行
31.4	<p>「匝瑳市情報公開条例」の一部改正</p> <p>→個人情報、個人識別符号、要配慮個人情報の定義の明確化、個人情報取扱事務届出書に要配慮個人情報に関することを追加、要配慮個人情報の収集制限</p>	改正個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の施行

R5. 4. 1	<p>「匝瑳市個人情報保護条例」の廃止</p> <p>「匝瑳市個人情報保護法施行条例」、 「匝瑳市議会個人情報保護条例」、 「匝瑳市個人情報保護審査会条例」の施行</p> <p>個人情報保護法の改正による個人情報保護制度の一元化に伴い、市例規の整備を行った。</p>	<p>改正個人情報保護法の施行</p> <p>個人情報保護制度の全国一元化</p>
----------	---	---